

2024年1月19日

企業会計基準委員会 御中

服部 隆 (CMA、CIIA)

企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準(案)」等の公表、に関して、以下コメント提出いたします。

◆質問 1 (開発にあたっての基本的な方針に関する質問)

本公開草案の開発にあたっての基本的な方針に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【コメント】

開発にあたっての基本的な方針については同意しません。

ただし改正金商法施行日まで時間的猶予がないことから、止むを得ないものとも考えます。

(理由)

・国会成立が大幅に遅延したにもかかわらず、施行日(2024年4月1日)不変で時間的猶予がない中、貴委員会における迅速な対応により、本基準案公表されたことに対しては最大限の敬意を表します。

・一方、上場会社で取引所規則に基づき継続される第1・第3四半期決算短信開示にこれまで使用されてきた四半期会計基準等について、廃止しようとされた経緯については大いなる疑問を呈さざるを得ません。

そもそも貴委員会の「中期運営方針」に、「2001年の発足以来、民間の独立した会計基準設定主体として、我が国の上場企業等で用いられる会計基準の質の向上を図るべく、市場関係者の協力を得て、活動を行ってきた。」や、開発に関する方針として「会計基準は資本市場の重要なインフラである。当委員会はこれまで、我が国の資本市場への信認を確保する観点から、当該市場で用いられる日本基準を高品質で国際的に整合性のあるものとして維持・向上を図るべく、開発を行ってきており、今後も継続する」とあり、また「(財)財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表される企業会計基準等の取扱い(準拠性)について」では「企業会計基準委員会から公表される企業会計基準は、所要の手続きを経て、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準となるので、私ども設立団体の構成員、会員等をはじめとする市場関係者にとっても、それに準拠し、あるいは判断の拠り所となる企業会計上の規範であります。」とされていることから、上場企業で第1・第3四半期に使用され続ける四半期会計基準等を開発・維持していく使命が貴委員会にはあると考えられるためです。

さらに一部の上場企業では第1・第3四半期決算短信について監査人によるレビューが義務付けられていることから、当該レビューの大前提となる第1・第3四半期決算に適用する会計基準の開発・維持は貴委員会の責務であると考えられます。

・また、最終的な本基準案の内容からすると、現行の「四半期会計基準等」における実務が継続して適用可能となる取扱いを提案されており、また上場会社においては引き続き取引所規則に基づき第 1・第 3 四半期決算短信の報告が行われるため、当面、四半期会計基準等の適用終了しないことを予定しているのであれば、「中間財務諸表に関する会計基準」を新たに作成するのではなく、「四半期会計基準等」の改正（四半期・半期いずれにも対応可とするための、基準名称や用語定義の見直等のマイナーチェンジ）により対応すべきであったと考えられるためです。

◆質問 2（今後の基準開発の方向性に関する質問）

今後、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した（仮称）期中財務諸表に関する会計基準等の開発を検討する方向性に関して、ご意見があればご記載ください。

【コメント】 同意しません。

（理由）質問 1 コメントのとおり、そもそも「中間財務諸表に関する会計基準」を新たに作成するのではなく、「四半期会計基準等」の改正により対応すべきであったため、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した（仮称）期中財務諸表の作成は不要であると考えられるためです。

もし今後、国際的整合性を図る必要性がある場合にも、改正後の「四半期会計基準等」を見直せば事足りるものであったと思料します。

◆質問 3（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

【コメント】

実務対応報告公開草案第 67 号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い（案）」における、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における取扱い、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表における注記、についての定めについては、本基準案と整合性とするための文言修正・補足等が必要なのではないのでしょうか。

以上